



構成員限り

# 中間とりまとめの骨子（案）

平成19年12月7日



## 背景

- 2011年に予定される地上デジタル放送への完全移行を前に、地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の間における区域外再送信の同意に関する協議が難航し、このままでは地上デジタル放送の円滑な普及に支障を及ぼすおそれ。
- 放送や通信による映像サービスの普及発展や、交通や通信手段の発達等を背景とする国民の生活環境の変化等を踏まえ、区域外再送信の同意制度等について、その運用の在り方等を検討することが必要。情報通信審議会からも、再送信の制度等について検討が要請されたところ(注)。

(注)「総務省においては、有線テレビジョン放送事業者による再送信に関し、有線テレビジョン放送の実態及び通信・放送の融合・連携の進展を踏まえ、受信者の利益の保護並びに地域ニーズに対応した多様な情報の制作、調達及び流通の促進の観点から、制度のあり方について今後幅広く検証すべき。その際は、著作権法に基づく著作権及び著作隣接権の処理の観点にも十分留意すべき。」(大分県の有線テレビジョン放送事業者からの裁定申請に対する答申(平成19年8月9日)(抄))

## 検討の視点

- 有線テレビジョン放送による地上放送の再送信に関し、まずは、2011年の地上デジタル放送への円滑な移行を図る観点から、現在問題が生じている事案を迅速かつ的確に解決できるよう、現行制度を前提として運用面での見直しを行うことが適当ではないか。
- その際、次の事項を十分に踏まえることが必要ではないか。
  - ・アナログからデジタルへの移行に伴い、受信者の利益が損なわれないようにすること
  - ・当事者である地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者の考え方



## 1 再送信同意制度の意義

### ○ 今日の意義

- 有線テレビジョン放送事業者が再送信に当たり、放送事業者から同意を得なければならないとする制度は、放送事業者の番組編集上の意図を保護する上で有意義ではないか。
- 「番組編集上の意図」は、放送事業者の表現の自由を背景として、放送法及び有線テレビジョン放送法（以下「有テレ法」）上保護されるものであり、放送に対する国民視聴者の信頼を確保しつつ、放送事業者がその社会的役割を果たす上で必要なものではないか。
- 「放送事業者の番組編集上の意図」は、様々なものがあり得るが、それが保護されなくなることを有テレ法上防止すべき場合については、具体的には以下のものがあげられるのではないか。
  - ① 再送信が有線テレビジョン放送事業者の一方向的な判断、都合により（時間、番組構成等について）変更が行われ、放送事業者の放送番組として表現された「放送の意図」が害され、又は歪曲されること
  - ② 放送法に定められる放送対象地域を前提に編集され、放送される放送番組が、それ以外の地域で同意なく再送信されることにより、その放送の対象となる地域に関する放送事業者の番組編集上の意図が害され、又は歪曲されること



## 2 裁定制度の意義

### ○ 裁定制度の意義

- 裁定制度は、再送信同意について適正な判断を行うことにより、受信者の利益を保護し、ひいては、有線テレビジョン放送の健全な発達を図ろうとするものではないか。
- この裁定制度は、放送事業者の「正当な理由」が認められない限り、同意すべき旨の裁定を行う仕組みがとられており、広く受信者の利益を確保する制度として機能してきたのではないか。
- 「受信者の利益」としては、具体的には以下のものがあげられるのではないか。
  - ① 自らの生活等に必要地域情報を取得すること

この地域情報は、基本的には居住する地域(県)の地上放送を見ることにより取得できるが、例えば、生活面・経済面での一定の関連性が認められる場合には、近隣の県の地上放送を見ることにより取得されることもあるのではないか。
  - ② 自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴すること

地上放送は、国民生活上不可欠な様々な情報を総合的に提供する放送であり、民主主義の基盤としての機能を有することから、複数の地上放送を受信できることによるメリットは大きいのではないか。



- |  |                                                                                                                                                                                                                                      |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 生活圏や経済圏が県域を越えて認められる場合、その地域住民に対し、現行の県域を基本とする地上放送では十分な対応が期待しにくい、隣接県(地域)等の情報を提供するという役割を有線テレビジョン放送は果たしているのではないか。</li><li>○ こうした役割を、地域社会を基盤として発展してきた有線テレビジョン放送に、当面、担わせることは、必要かつ適当ではないか。</li></ul> |
|--|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



### 3 裁定の基準の見直し等

#### ○ 裁定の基準の見直し等

○ 現行の有テレ法の「正当な理由」の基準については、「番組編集上の意図」と「受信者の利益」との調和を図るため、以下のとおりとすることが適当ではないか。

① 「放送の意図」を保護するためとして例示された以下の5基準については、番組の同一性やいわゆるチャンネルのブランドイメージの確保にかかわるといって、「放送の意図」の中核を占めることから、基本的には受信利益の程度にかかわらず、常に確保することが適当ではないか。

i) 放送番組が放送事業者の意に反して、一部カットして放送される場合

ii) 放送事業者の意に反して、異時再送信される場合

iii) 放送時間の開始前や終了後に、そのチャンネルで別の番組の有線放送を行い、放送事業者の放送番組か他の番組か混乱が生じる場合

iv) 有線テレビジョン放送の施設が確実に設置できる見通しが無い、施設設置の資金的基礎が十分でない等、有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題があるとされる場合

(注)小規模な有線テレビジョン放送施設は、施設の設置許可を要しないところ、許可の基準にあるような施設設置の計画性や資金的基礎に係る規律がなく(実際、こうした施設は、裁定制度導入当時(昭和61年3月末)において97.7%(平成19年3月末現在95.4%))、こうした施設については、この基準により再送信施設としての適格性を担保。

v) 有線テレビジョン放送の受送信技術レベルが低く良質な再送信が期待できない場合



② 放送対象地域以外では見られたくないという「放送の地域性に係る意図」については、次のとおり確保することが適当ではないか。

- ・ この基準は、従来から、上記5基準と同様、放送事業者の番組編集上の意図として保護されるべきものであったが、遠隔地の地上放送をネットワークにより伝送し再送信することが経済面等から困難であったことから、これまでは基準として明確にする必要性はそれほどなかったものと考えられるのではないか。
- ・ 受信者もより多くのコンテンツを見たいというニーズが増える一方で、近年の伝送コストの低廉化等のメディア環境の変化により、地上放送の区域外再送信がより広く、かつ、容易に行われる可能性が増えたところ、「放送の地域性に係る意図」についても裁定の基準として明確にすることが適当ではないか。
- ・ ただし、「放送の地域性に係る意図」については、上記5基準に係る「放送の意図」に比べて確保すべき必要性が相対的に低く、「受信者の利益」の内容・程度との比較衡量により、その確保の必要性(裁定での同意の要否)を判断することが適当ではないか。



- ・ 具体的に、「受信者の利益」の内容・程度については、それぞれ、以下の要素に基づき、再送信を行う有線テレビジョン放送事業者、再送信元の放送事業者のそれぞれが属する地域の関連性等により定まることになるのではないかと。

① 自らの生活等に必要な地域情報を取得するという「受信者の利益」

- i) 生活面・経済面での地域間の関連性の状況（通勤等人の移動状況、両地域間の経済的取引状況、電波のスピルオーバーの状況等）
- ii) 両地域の歴史的経緯（「藩」等の江戸時代の地域区分等）
- iii) 再送信が既に行われている場合にはその視聴習慣、視聴実態等

② 自県の地上放送に加えて、その他の県の地上放送を再送信により視聴するという「受信者の利益」

- i) 再送信される県と再送信元の県との地上放送の普及状況の差

- ・ こうして定まった「受信者の利益」の程度との衡量において、放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性の意図」の侵害の程度が、許容範囲内（受忍限度内）にあるとは言えない場合には、放送事業者が再送信を拒絶する「正当な理由」に該当すると考えられるのではないかと。





- 「放送の地域性の意図」の侵害の程度と「受信者の利益」の程度との衡量において「許容範囲内(受忍限度内)」か否かを、一律に判断することは一般的に困難ではないか。
- 一方、こうした判断の基準が曖昧な場合には再送信同意に関する円滑な協議に支障を生じるため、例えば、放送事業者の放送対象地域と近接する一定の行政区域等にある有線テレビジョン放送事業者の再送信の場合には、「受信者の利益が確保されるべき」(同意裁定)と推定する仕組みを設けることが適当ではないか。



#### 4 協議の円滑化のための措置

##### ○ 協議の円滑化のための措置

○ これらの「正当な理由」に関する基準については、当事者間において適正かつ客観的な判断が可能となるよう、総務省が解釈ガイドラインを策定し、公表すべきではないか。

○ 再送信同意制度については、同意に係る協議手続が定まっていないことが円滑に同意を得ることができない理由の一つとされていることから、総務省が協議手続等に関するガイドラインを策定し、公表すべきではないか。

なお、民間で必要に応じ、著作権料とは別に、再送信の提供に係るサービスの対価について、当事者が協議の上一定の額を支払うことについて検討することが適当ではないか。

○ 放送事業者が一度適正に同意した再送信に係る契約の更新を拒否する理由については、有テレ法第13条第5項に規定される、放送事業者が再送信を拒絶する「正当な理由」に限られるものとすることが適当か。

なお、これは、放送事業者が「正当な理由」なく更新を拒否したとしても、拒否された有線テレビジョン放送事業者が、裁定申請を行えば、放送事業者に、再送信を拒絶する「正当な理由」がない限り、同意の裁定が行われることを踏まえたものである。



## 5 著作権法との関係

### ○ 著作権法との関係

- 有テレ法の再送信同意制度と著作権法の許諾制度等とは別個の制度であるが、同意すべき旨の裁定が出されたにもかかわらず、著作隣接権の許諾が得られない場合、受信者利益の確保の上で支障が生じるおそれがあるのではないか。
- このため、区域内再送信において受信障害地域の指定を受けた場合、著作権法上の特例措置により著作隣接権の処理が不要となることを参考として、例えば、同意裁定が出された場合には、当該放送事業者は許諾ではなく、報酬請求のみができるようにすることについて今後検討することが適当ではないか。
- こうした著作権法上の措置が困難であれば、例えば、同意する旨の裁定に係る放送事業者について、再送信の円滑な実施に向けた努力義務を課すといった措置を講じることを含め、受信者の利益が確保されるような仕組みについて検討すべきではないか。
- また、実務上も、再送信に関する著作権処理が円滑に行えるよう、関係者間で基本ルールを策定する等の取組を行うことが適当ではないか。



## 6 中期的な課題

- |                   |                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ○ 新たな紛争解決の手段      | ○ 裁定制度を活用することなく、当事者間での解決を図る手段として、 <u>あっせんや仲裁の制度を設けることも有意義ではないか。</u><br><br>○ この場合のあっせん等の主体としては、 <u>放送制度や紛争解決に関する高い専門性を備えた専門組織に委ねることが必要ではないか。</u><br><br>○ その際には、電気通信事業について、電気通信事業紛争処理委員会が担当していることを参考に、同様の機関を設けることや当該機関にこうした業務を担わせることも一案ではないか。 |
| ○ ローカルコンテンツの充実    | ○ 地上放送事業者と有線テレビジョン放送事業者は、いずれも地域社会に基盤を有するメディアとして、 <u>各地域におけるローカルコンテンツの共同制作や地上デジタル放送の普及等に係る共同の取組（例えば、協議会の設置等）を検討することが適当ではないか。</u>                                                                                                               |
| ○ 通信・放送の融合を踏まえた課題 | ○ <u>再送信に関する紛争処理スキームのその他のメディアへの適用やいわゆるマストキャリー制度の導入の必要性については、今後、中期的な検討において議論されることが適当ではないか。</u>                                                                                                                                                 |

# <参考1>再送信を取り巻く環境の変化



	有線テレビジョン放送法制定時 (S47 (1972))	裁定制定時 (S61 (1986))	現在 (H19 (2007))
CATVの経営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯普及率は約3%。</li> <li>CATVは小規模で再送信。</li> <li>自主放送を行う施設は3。</li> <li>営利法人は許可施設のうちの約2割(約30/150) (S49)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯普及率は約12%。</li> <li>CATVは小規模で再送信のみを行うものが多数。地元事業者要件等による地域限定的な事業展開。</li> <li>自主放送を行う許可施設は98。</li> <li>営利法人は許可施設のうちの約2.5割(約140/550)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯普及率は約40%<sup>※1</sup>。</li> <li>規制緩和により、CATVの大規模化、事業者間連携、全国展開のMSO等が進展、ISPを含む多様なサービスの提供。</li> <li>自主放送を行う許可施設は704。</li> <li>営利法人は許可施設のうちの約5割(約940/1,840)。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>営利目的のCATV許可施設の経常収入は約100億円 (S62年度)。</li> <li>民放事業者の経常収入は約1兆3,500億円 (S62年度)。</li> <li>CATV/民放の経常収入の比率は約1% (S62年度)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主放送を行うCATV許可施設(営利法人)の営業収益は約6,500億円 (ISP事業その他含む。H18年度)。</li> <li>地上民放事業者の営業収益は約2兆6,000億円 (H18年度)。</li> <li>CATV/民放の営業収益の比率は約25% (H18年度)。</li> </ul>
	地上放送の普及状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>4ch以下 35県(全世帯の約59%)</li> <li>3ch以下 27県(全世帯の約33%)</li> <li>2ch以下 23県(全世帯の約27%)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4ch以下 29県(全世帯の約41%)</li> <li>3ch以下 22県(全世帯の約22%)</li> <li>2ch以下 17県(全世帯の約16%)</li> </ul>
他の映像サービスの提供状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>NHKBS試験放送開始 (S59) 契約数・・・約42万件 (H1)</li> <li>CS放送開始 (H4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NHKBS契約数・・・約1,300万件</li> <li>スカイパーフェクトTV契約数・・・約360万件</li> <li>IPマルチキャスト放送契約数・・・約23万件</li> <li>ブロードバンドを利用した映像配信サービスの進展(例:Gyaoの視聴登録者数約1,200万人(H18))</li> </ul>
伝送コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT企業向け専用回線(48kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>210万円/月</u><sup>※2</sup> (S50)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTT企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>110万円/月</u><sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>NTTコム企業向け専用サービス(64kbps) 東京～大阪間回線基本料 <u>約11万円/月</u><sup>※2</sup></li> </ul>
交通手段の発達、生活圏の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県就業・通学者 293万人 (S45)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県就業・通学者 478万人 (S60)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他県就業・通学者 583万人 (H17)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道整備延長 710km</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道整備延長 3,721km</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車国道整備延長 7,422km</li> </ul>

※1現在の世帯普及率は、自主放送を行う許可施設分のみ。

※2約410kmで計算

(注)特に時期の記載がない数字はそれぞれS47,S61,H19のもの



### 第Ⅰ部 再送信同意制度の現状と課題

- 1 問題の概要
  - (1) 「区域外再送信」とは
  - (2) 区域外再送信の現状及び問題
- 2 再送信同意制度及び裁定制度の立法趣旨
  - (1) 再送信同意制度
  - (2) 裁定制度
- 3 民間放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の主張
  - (1) 民間放送事業者側のこれまでの主張
  - (2) 有線テレビジョン放送事業者のこれまでの主張
  - (3) ヒアリングの結果
- 4 再送信を取り巻く環境の変化
  - (1) 有線テレビジョン放送事業者の業務、経営の状況
  - (2) メディア環境の変化
  - (3) 伝送コストの低下
  - (4) 交通等の発達と生活圏の拡大

### 第Ⅱ部 対応の方向性

- 1 検討の視点
- 2 課題に関する対応の方向性
  - (1) 再送信同意制度の意義
  - (2) 裁定制度の意義
  - (3) 裁定の基準の見直し等
  - (4) 協議の円滑化のための措置
  - (5) 著作権法との関係
  - (6) 中期的な課題